

## 住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書

近年の公共工事の削減や長引く不況による個人消費の低迷は、地域経済に大きな影響を与えています。とりわけ、中小業者の多い地方建設業界の落ち込みは激しく、倒産や雇用の維持ができなくなるなど、深刻な状況が続いています。また、このような状況において我が国を東日本大震災と福島原発事故が襲い、その上での異常円高が大きな打撃を与えています。ここからの建て直しはまさに国民的課題であり、各方面において民主的な論議と建設的な努力が強く求められております。

こうした景気の低迷の打開に向けて、全国の地方自治体では、住民が地元業者へリフォームを発注した際にその費用の一部を自治体が助成する「住宅リフォーム助成制度」を創設する自治体が増えています。この制度を実施している多くの自治体では、予算額の10倍・20倍以上の経済波及効果を認め、同時に、住民の住環境の向上にもつながるなど、建設業界・住民双方から喜ばれています。

いうまでもなく住宅建築関連は地域経済において大きな比重をもっています。したがって政府も緊急経済対策のひとつに「住宅エコポイント」を打ち出し、耐震関連や高齢者関連の住宅改造助成制度も実施しています。また長野県は県産材活用の「環の住まい助成金制度（新築100万円・リフォーム40万円）」を実施しています。そのように住宅関連施策は、幅の広い地域経済振興施策であるとともに、住と暮らしの環境改善・社会福祉施策の観点からも重視されているところです。現に住まいの改善度は、全体として大きく進んでいるとはいえません。その背景に経済不況・消費購買力低下があることはいうまでもありませんが、従来活用されてきた住宅金融公庫の増改築資金がなくなったことなど、金融制度の支援が弱くなったこともあると思われまます。

そういう中で「住宅リフォーム助成制度」は、広く住宅改造を広げるインセンティブ（奨励・刺激）を発揮しており、経済・社会施策の両面から、その実施が強く期待されているものです。

この制度の特徴は、

- ①住宅・店舗の新築・増築・改築を行う施主に対して助成金を助成している。
- ②助成率は契約金額または領収書金額の10～50%である。
- ③助成限度額は自治体によって異なるが、1～500万円（平均10～50万円）。
- ④助成金は現金または地域通貨券、商品券で支給している。
- ⑤工事会社は本店が各自治体にあることを要件としている。
- ⑥現在では、全国で380を超える県と市町村で実施されている。
- ⑦新築・リフォームは受注会社1社の工事ではなく、関連20業種が必要と言われており、経済循環効果が大きい。
- ⑧自治体にも固定資産税、地方消費税、住民税、国保税、介護保険料などさまざまな形で還元される。例えば、山形県庄内町原田眞樹町長は、平成21年度の工事費総額は7億円、町の最大の公共事業の土木工事費の10億円に迫るほどであり、お祝い金事業は町の第2の公共事業と胸を張っている。また、固定資産税だけでも増収が見込まれると予測

している。

⑨仕事が発生することにより、後継者育成も進む。

⑩雇用促進のために国や県、市町村では新規労働者採用会社に対して助成金制度もつくって進めているが、その点でも一致できるものと思う。

⑪県外からの悪質なリフォーム業者から市民の生活を守ることになる。

⑫介護保険の住宅部分改造工事の助成制度、国の住宅エコポイント制度、自治体の各種施策と併用して住民に喜ばれている。

など、助成金の30～130倍の経済効果があると各自治体で発表しています。

以上のことから、長野県に対し、下記事項の実現を強く要請いたします。

## 記

1 住宅リフォーム助成制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規程により、意見書を提出する。

平成23年12月16日

伊 那 市 議 会